

常陸太田市都市計画審議会の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、常陸太田市都市計画審議会条例(平成12年常陸太田市条例第37号)第8条の規定に基づき、常陸太田市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、議長が審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

- (1) 常陸太田市情報公開条例(平成11年常陸太田市条例第20号)第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合
 - (2) 貴重な生物の生息場所等の審議を行う場合
 - (3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 非公開となった議案の審議を行う場合は、傍聴人及び報道関係者は退席しなければならない。なお、当該議案の審議は末尾審議とする。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人の定員は、原則10人以内とし、会場規模に応じてあらかじめ決定する。

- 2 傍聴希望者(報道関係者を除く。)数が定員を超える場合は、傍聴人は抽選により決定する。
- 3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、会場において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。

(傍聴人の制限)

第4条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対しての可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 私語、談論、放歌、高笑いなどをしないこと。その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート類を着用しないこと。
- (5) 携帯電話、その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) 係員の指示に従うこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

(秩序の維持)

第 6 条 議長は、傍聴人がこの要項に違反したときは、これを制止するものとする。

- 2 議長は、傍聴人が前項の規定による制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第 7 条 報道関係者は、第 3 条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第 4 条から第 6 条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、議案の審議に入る前までに限り、第 4 条第 5 号、第 5 条第 7 号及び第 8 号の規定にかかわらず、写真やビデオの撮影、録音等を行うことができる。

(会議開催の周知)

第 8 条 審議会の会議の開催は、招集の通知後、速やかに開催日時、開催場所、議案名、傍聴定員、傍聴受付開始時間、その他必要な事項を周知するものとする。

- 2 前項の周知は、市ホームページ等への掲載等により行うものとする。

(会議資料の公開)

第 9 条 審議会の会議の審議結果及び議事録については、公開するものとする。

(雑則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は平成 21 年 7 月 29 日から施行する。